

京都市職員共済組合運営規則（昭和３８年１月２４日規則第１号）の一部を変更する規則を公告する。

令和８年９月１０日

京都市職員共済組合
理事長 藤田 洋史

京都市職員共済組合規則第１号

京都市職員共済組合運営規則の一部を変更する規則
京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように変更する。

第７条の前の見出し中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第７条第１項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「基金」を「基盤機構」に改める。

第１３条中「基金」を「基盤機構」に改める。

第１６条第１項中「特定任期付職員業績手当、」を削る。

第１６条第２項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第１６条の３第２項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第１６条の５第２項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第１６条の７第２項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第１６条の８第２項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第16条の9第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第16条の10を第16条の12とし、第16条の9の次に次の2条を加える。

(特定地方独立行政法人の役職員の報酬等)

第16条の10 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する給与のうち地方自治法第204条第2項に規定する期末手当等に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 特定地方独立行政法人の役職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項の規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(組合役職員の報酬等)

第16条の11 組合役職員（法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。）に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当等に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 組合役職員に係る令第40条の2第1項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

附 則

この変更は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、この変更による改正後の京都市職員共済組合運営規則第１６条、第１６条の３第２項、第１６条の５第２項、第１６条の７第２項、第１６条の８第２項、第１６条の９第２項、第１６条の１０、第１６条の１１、第１６条の１２の規定は公告の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)